

大麻町未来づくり会議設置要綱

(設置)

第1条 大麻町におけるコミュニティ機能を有した複合施設の整備、徳島県内の学区制の廃止等、大麻町を取り巻く環境の変化等を見据え、未来の大麻町の活性化に資することを目的として、地域課題やその解決方法に関する意見集約、それらに関連する事業実施に向けた検討を行う場として大麻町未来づくり会議（以下「会議」という。）を設置する。

(役割)

第2条 会議の役割は、次のとおりとする。

- (1) 大麻町の地域課題の把握に関すること。
- (2) 大麻町の地域課題の解決に向けた方策の検討に関すること。
- (3) 大麻町の将来像を示す「グランドデザイン」に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条に掲げる会議の設置の目的達成のため市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元自治会関係者
- (3) 商工関係者
- (4) 観光関係者
- (5) 農業関係者
- (6) 文化関係者
- (7) 教育関係者
- (8) 歴史関係者
- (9) 福祉関係者
- (10) 公募による市民
- (11) その他市長が必要と認める者

2 会議に座長を置く。

3 座長は、学識経験者をもって充てる。

4 座長は、会議を代表し、会務を総理し、会議を進行する。

5 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 会議は、座長が招集し、議事進行を行う。

2 会議は、公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 座長は、必要に応じて会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(代理出席)

第6条 委員がやむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該出席できない委員を代理する者（以下「代理者」という。）が会議に出席することができる。

(オブザーバー)

第7条 会議にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、専門的な知識又は経験を有する者のうちから、座長が任命する。

3 オブザーバーは、専門的見地から意見を述べることができる。

(委員の報酬)

第8条 委員に対する謝礼は、報償金として会議1日につき5,000円とする。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、戦略企画課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。